

消費税額を計算する

消費税の税額を計算し、申告書①欄から⑩欄までと、付表2を記入します。

→詳細は9～15ページ

step.1 課税取引の内容を整理する（課税取引金額計算表〔表イ〕）

平成30年分の青色申告決算書等の各欄から、課税取引金額計算表〔表イ〕に金額を転記し、消費税の課税取引金額を計算します。

step.2 課税売上高の合計を計算する（課税売上高計算表〔表ロ〕）

$$\text{売上金額} - \text{課税売上げに} = \text{課税売上高} \\ \text{ならないもの} \quad \text{(税込み)}$$

課税標準額の計算には、課税取引金額計算表〔表イ〕と、課税売上高計算表〔表ロ〕を使用します。

Q. 売上金額には何が含まれますか？

A. 営業・農業などの事業所得に係る売上金額、不動産所得に係る売上金額の他、業務用固定資産の売却代金なども含みます。

step.3 課税標準額を計算する（申告書①）

$$\text{課税売上高} \times \frac{100}{108} = \text{①課税標準額} \\ \text{(税込み)}$$

step.4 消費税額を計算する（申告書②）

課税標準額に税率を掛けて、消費税額を計算します。

$$\text{①課税標準額} \times 6.3\% = \text{②消費税額}$$

課税取引金額計算表〔表イ〕で計算した各所得の課税仕入高の合計を、課税仕入高計算表〔表ハ〕を使用して計算します。

step.5 課税仕入高の合計を計算する（課税仕入高計算表〔表ハ〕）

$$\text{仕入れ等の金額} - \text{課税仕入れにならないもの} = \text{課税仕入高}$$

控除対象仕入税額の計算には、課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔付表2〕を使用します。

step.6 課税資産の譲渡等の対価の額を計算する（付表2①～④）

$$\text{課税売上額(税抜き)} + \text{免税売上額} = \text{課税資産の譲渡等の対価の額}$$

step.7 資産の譲渡等の対価の額を計算する（付表2⑤～⑦）

$$\text{課税資産の譲渡等の対価の額} + \text{非課税売上額} = \text{資産の譲渡等の対価の額}$$

step.8 課税売上割合を計算する（付表2④/⑦）

資産の譲渡等の対価の額（step.7）に占める、課税資産の譲渡等の対価の額（step.6）の割合を計算します。

$$\text{課税資産の譲渡等の対価の額} \div \text{資産の譲渡等の対価の額} = \text{課税売上割合}$$

step.9 課税仕入れに係る消費税額を計算する（付表2⑧⑨）

$$\text{所得区分ごとの} \times \frac{6.3}{108} - \text{仕入対価の} \times \frac{6.3}{108} = \text{課税仕入れに係る} \\ \text{課税仕入高の合計} \quad \text{(税込み)} \quad \text{返還等の金額} \quad \text{(税込み)} \quad \text{消費税額}$$

step.10 特定課税仕入れに係る消費税額を計算する（付表2⑩⑪）

※ 当課税期間における課税売上割合（step.8）が95%未満で、特定課税仕入れがある（事業者向け電気通信利用役務の提供又は特定役務の提供を受けた）方のみ計算が必要です。詳しくは20～22ページを参照してください。

step.11 課税貨物に係る消費税額を計算する（付表2⑫）

※ 保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税額がある場合に計算します。

step.12 納税義務の免除を受けない、又は受けることとなった場合の、消費税額の調整額を計算する（付表2⑬）

※ 平成29年分において免税事業者であった方が、平成30年分から課税事業者となった場合、又は平成30年分において課税事業者であった方が、平成31年（2019年）分から免税事業者になる場合に、棚卸資産に係る消費税額の調整を行います。

step.13 課税仕入れ等の税額の合計額を計算する（付表2⑭）

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} + \text{課税貨物に係る消費税額} \pm \text{消費税額の調整額} = \text{課税仕入れ等の税額の合計額}$$

step.14～16 控除対象仕入税額を計算する（付表2⑮～㉒・申告書④）

- 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合（6ページのstep.8）が95%以上の場合は、課税仕入れ等の税額の合計額を全額控除します（付表2⑮）。

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額} = \text{控除対象仕入税額}$$

- 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合（6ページのstep.8）が95%未満の場合は、次のいずれかの方式で計算した金額が控除対象仕入税額となります。

<個別対応方式>（付表2⑯～⑱）

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額のうち、課税売上げにのみ対応するもの} + \left(\text{課税仕入れ等の税額の合計額のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して対応するもの} \times \text{課税売上割合} \right) = \text{控除対象仕入税額}$$

<一括比例配分方式>（付表2⑲）

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額} \times \text{課税売上割合} = \text{控除対象仕入税額}$$

- ※ 調整対象固定資産に係る消費税額の調整が必要な場合には、その調整額を加減算して控除対象仕入税額を計算します（付表2⑳㉑）。

注意

一括比例配分方式を採用している事業者は、この方法を2年間以上継続適用した後でなければ、個別対応方式に変更できません。

step.17 控除過大調整税額を計算する（付表2㉓㉔・申告書③）

- ※ 貸倒回収等があった場合に計算します。

step.18 返還等対価に係る税額を計算する（申告書⑤）

- ※ 該当する場合に計算します。

step.19 貸倒れに係る税額を計算する（申告書⑥）

- ※ 貸倒れが生じた場合に計算します。

step.20 控除税額小計を計算する（申告書⑦）

控除対象仕入税額、返還等対価に係る税額、貸倒れに係る税額の合計額（申告書④、申告書⑤、申告書⑥の合計額）を計算します。

step.21 差引税額 又は 控除不足還付税額を計算する（申告書⑨又は申告書⑧）

$$\text{②消費税額} + \text{③控除過大調整税額} - \text{⑦控除税額小計} = \text{⑨差引税額 又は ⑧控除不足還付税額}$$

- ※ 申告書②消費税額＋③控除過大調整税額－⑦控除税額小計の計算結果がマイナス（負の値）となる場合には、⑧控除不足還付税額を記入します。

step.22 中間納付税額がある場合に記入する（申告書⑩）

step.23 納付税額を計算する（申告書⑪）

又は

step.24 中間納付還付税額を計算する（申告書⑫）

step.25 課税資産の譲渡等の対価の額と資産の譲渡等の対価の額を記入する（申告書⑮⑯）

課税資産の譲渡等の対価の額（step.6）及び資産の譲渡等の対価の額（step.7）の計算結果を記入します。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

リバース
チャージ方式
による申告

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

貸倒れが生じた場合は

貸倒れが生じた場合は、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの事実を明らかにする書類を保存しておかなければ、消費税額の控除が受けられません。

Q. 還付申告となるのは、どのような場合ですか？

A. 中間申告に係る税額が確定申告での税額を上回った場合、又は課税仕入れに係る消費税額が課税売上げに係る消費税額を上回った場合は、還付申告となります。

地方消費税額を計算する

地方消費税の税額を計算し、申告書⑰欄から⑳欄までを記入します。

→詳細は 16 ～ 17 ページ

- step.26 地方消費税の課税標準となる消費税額を転記する（申告書⑱又は申告書⑰）
申告書⑨差引税額又は申告書⑧控除不足還付税額の計算結果を転記します。
- step.27 譲渡割額（納税額）又は 譲渡割額（還付額）を計算する（申告書㉑又は申告書⑲）

$$\begin{array}{c} \text{⑱差引税額} \\ \text{又は} \\ \text{⑰控除不足還付税額} \end{array} \times \frac{17}{63} = \begin{array}{c} \text{㉑納税額} \\ \text{又は} \\ \text{⑲還付額} \end{array}$$

- step.28 中間納付譲渡割額がある場合に記入する（申告書㉑）
- step.29 納付譲渡割額を計算する（申告書㉒）
又は
- step.30 中間納付還付譲渡割額を計算する（申告書㉓）
- step.31 消費税及び地方消費税の合計税額を計算する（申告書㉔）

$$\left(\text{①納付税額} + \text{㉒納付譲渡割額} \right) - \left(\text{⑧控除不足還付税額} + \text{⑫中間納付還付税額} + \text{⑲還付額} + \text{㉓中間納付還付譲渡割額} \right) = \text{㉔消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額}$$

その他の項目を記入する

→詳細は 18 ページ

納税地・屋号・マイナンバー（個人番号）・氏名や付記事項・参考事項などを記入する

申告と納付

申告書の提出と、納付を行います。

→詳細は 23 ページ

提出が必要な書類については、5 ページを参照してください。

申告書を提出する

確定申告書の提出方法は 3 通りあります。

1. 郵便又は信書便により、住所地等の所轄の税務署に送付する。
2. 住所地等の所轄の税務署の受付に提出する。
3. e-Tax で申告する。

消費税及び地方消費税を納付する

納付方法は 5 通りあります。

1. 振替納税を利用する。
2. e-Tax で納付する。
3. クレジットカードで納付する。
4. コンビニエンスストアで納付する。
5. 現金に納付書を添えて納付する。

振替納税とは

振替納税は、あらかじめ指定した金融機関の預貯金口座から、自動的に納税額が引き落とされる大変便利な制度です。なお、振替納税のお申込みは 32 ページ「振替納税の新規（変更）申込み」をご利用ください。

（参考）平成 31 年（2019 年）分の中間申告・納付について

平成 30 年分の確定消費税額（申告書⑨欄の差引税額）が 48 万円を超えた方は、次の区分に応じて平成 31 年（2019 年）分の中間申告・納付が必要となります。

・「48 万円を超え 400 万円以下の方（年 1 回の中間申告・納付）」

平成 30 年分の確定消費税額の 6/12 の消費税額とその 17/63 の地方消費税額を平成 31 年（2019 年）9 月 2 日（月）までに申告・納付してください。

・「400 万円を超え 4,800 万円以下の方（年 3 回の中間申告・納付）」及び「4,800 万円超の方（年 11 回の中間申告・納付）」

申告・納付期限等につきましては、所轄の税務署にお尋ねください。

※ 消費税の中間申告書を提出する必要がある事業者は、消費税の中間納付税額の 17/63 の金額を地方消費税の中間納付税額として、消費税の中間申告と併せて申告・納付しなければなりません。

任意の中間申告制度について

前年の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が 48 万円以下の方（中間申告義務のない方）であっても、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する 6 月中間申告対象期間から、自主的に中間申告・納付できます。

平成 31 年（2019 年）分の 6 月中間申告対象期間の末日は平成 31 年（2019 年）6 月 30 日（日）ですので、平成 31 年（2019 年）分の中間申告から適用を受けようとする場合には、同日までに当該届出書を所轄税務署長へ提出してください。

※ 中間納付税額は、前年の確定消費税額の 6/12 の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

消費税及び地方消費税は、最終的には消費者が負担する、預り金的な性格を有する税です。
申告と納付は、期限内に正しく行ってください。